|  |  |
| --- | --- |
| 別表第１  （第３条関係） | 要件  （１）民間法人、任意団体（法人格の有無を問わない。）。  （２）組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること（任意団体の場合に限る。）。  （３）公序良俗に反する活動を行わない団体であること。  （４）本事業に関し、特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わない団体であること。  （５）独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程第２条に定義された反社会的勢力でない団体であること。 |
| 別表第２  （第４条関係） | 要件  （１）本市が指定する地域内においてこどもの居場所を開設すること。  （２）食事や学習機会の提供、見守りの場など、こどもの居場所活動を実施すること。  （３）補助金の交付を受けた年度内に開設すること。また、こどもの居場所開設後、1年以上継続して実施すること。  （４）小学生及び中学生を参加対象に含んでいること。  （５）毎月１回以上開催すること。  （６）責任者を１人配置し、安全に実施すること。  （７）参加費は、無料又は材料費等の実費負担額までとすること。  （８）こどもの様子を見守り、必要に応じて行政機関や支援機関と連携すること。  （９）開設後は、「地域こども支援ネットワーク」に加入し、衛生講習会等に参加すること。 |
| 別表第３  （第５条関係） | 対象  （１）食器、調理器具、書籍、文具など消耗品の購入経費  （２）机、椅子、冷蔵庫、炊飯器、ガスコンロなど備品の購入経費  （３）（１）（２）にあげる消耗品、備品の購入にかかる配送料、設置料 |

別表